

更新工事③(3回目の空調機器取替工事)について

1. 更新工事の区分について

補助が受けられる空調機器を取り替える工事は、次の三つに区分されます。

1. [更新工事①] 防音工事で設置した空調機器を新しく取り替える工事
2. [更新工事②] 更新工事①で設置した空調機器を新しく取り替える工事
3. **[更新工事③] 更新工事②で設置した空調機器を新しく取り替える工事**

※「更新工事」の補助を受けるためには、国の定めた条件を満たす必要があります。詳しくは以下に記載しています。

2. 更新工事③の費用補助の条件と制限について

(1) 補助の条件

更新工事②で設置された空調機器で、設置後機構が実施した完了検査日から起算して10年以上経過し、所要の機能が失われていること。

※次の場合も、更新工事の補助の対象になります。(前回の工事から10年以上経過していることは必要)

1. 防音工事や更新工事の実施後、機器の機能が失われたため住民が撤去、あるいは自己の負担で取り替えたものを更新する場合。

2. 防音工事の際、代用機として使用していた既存の機器を取り替える場合。

3. 防音工事施工後に老朽化等の理由で建替を行った自己所有の住宅についても、国の条件を満たしていれば、補助が受けられます。(建替住宅については、条件が細かく規定されているので、対象かどうかは機構にお尋ねください。)

※「所要の機能が失われている事」については、申込者の皆様に故障状況を確認していただき、「空調機器故障状況報告」を提出していただく必要があります。

(2) 補助の制限

1. 居住人数による制限

居住人数によって、更新工事ができる室数等に制限があります。防音工事を行った室数・空調機器を上限に、居住人数に応じて空調機器を取り替えできる室数が制限されます。なお、**更新工事③ではエアコンの更新できる台数は、住民票で居住が証明される人数から1を差し引いた台数までとなります。**

更新工事③	居住人数	1人	2人	3人	4人以上
	工事対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
	換気扇更新台数	2台まで※A	3台まで	4台まで	5台まで
	エアコン更新台数※B	更新不可	1台まで	2台まで	3台まで

※A 換気扇の更新は、エアコンの更新と同時に申請があったものが対象となります。居住人数が1人の場合は、換気扇単独での申請についても補助対象となります。

※B 生活保護世帯等は居住人数と同じ台数まで、防音工事を行った室数及びエアコン設置台数を上限として更新が可能です。

(3) その他の制限

1. 空調機器の取替工事は、防音工事を行った居室以外はできません。
2. エアコンのみの取替はできますが、原則、換気扇のみの取替はできません。**(1人居住を除く)**
3. 対象は、住居として使用している部屋に設置してあるエアコンですので、空き家や賃貸住宅の空き室、事務所、店舗等は対象ではありません。
4. 住居であっても、専用調理室(台所)、区画された玄関、浴室等の居室でない場所への設置はできません。

3. 更新工事費用の補助額について

更新工事の補助額は、工事にかかった費用から国が定めた方法により算出した額になります。補助の割合は、更新工事③のエアコンは60%、換気扇は50%です。国が定めた基準額までは一定の補助がありますが、基準額を超えた分の額は、補助対象になりません。

※申請者が行う補助対象以外の工事や、機種のグレードアップなどで基準額を超えた場合は、申込者の負担となります。(生活保護受給世帯等含む)

※補助額については別紙「補助額のご案内」をご覧ください。

※生活保護世帯等の方については、別紙「費用助成を申し込まれる生活保護受給世帯等の皆様へ」及び「補助額のご案内」をご覧ください。

※黒色文字のところは各更新工事共通です。